

すみやかに可決せられんことをお願いいたす次第であります。

『第五回国会衆議院文部委員会議録』一四号
ページ、一九四九年四月二六日「官報」号外

◆政令改正諮問委員会・

教育制度の改革に関する答申

(一九五一・一一・一六)
政令改正諮問委員会決定

終戦後に行われた教育制度の改革は、過去の教育制度の欠陥を是正し、民主的な教育制度の確立に資するところが少なくなかった。しかも、この改革の中には、国情を異にする外国の諸制度を範とし、いたずらに理想を追うに急で、わが国の実情に即しないと思われるものも少なくなかった。これらの点は、十分に検討を加え、わが国の国力と国情に合し、真に教育効果をあげることができようような合理的な教育制度に改善する必要がある。もつとも、これまでの教育制度改革の功罪を早急に断定することは妥当でなく、教育制度改革に及ぼす影響の大きなものがあるにすぎないが、これが再改革は特に慎重なることを要する。ここには、本委員会において十分に検討した結果到達した教育制度の改革に関する意見の大綱を述べて参考に供する。ただ、その具体的な細目については、さらに検討を要するものが多く、ことに改革の実施に当っては、特に混乱をきたすことのないよう十分の配慮を必要とする。ゆえに、これらの諸点については、適当な審議機関にかけて慎重に検討し、万全の措置をとられることを要望する。

基本方針

わが国の国力と国情とに適合し、よく教育効果をあげもつて、各方面に必要かつ有用な人材を多数育成しうる合理的な教育制度を確立することを目的とすること。

右の目的を達するため、六・三・三・四の学校体系は原則的には、これを維持すべきものであるが、これには次の諸条件について十分に考慮を払うこと。

- (1) わが国の実情に即しない画一的な教育制度を改め、実社会の要求に応じうる弾力性をもった教育制度を確立すること。
- (2) 普通教育を偏重する従来の制度を改め、職業教育の尊重強化と教科内容の充実合理化を実現すること。
- (3) 現在のわが国の国力では、六三制の完全な実施を早急に実現することは、きわめて困難であり、職業教育を強化するに当ても直ちにその施設等の充実完備を期することはむずかしい。ゆえに、教育者側も被教育者側も、わが国の現状を十分認識し、教育施設その他の不十分をしのいで最善の教育効果をあげるようくふうと努力をすること。

具体的措置

第一 学校制度

一 学校体系の原則

六・三・三・四の学校体系は原則的にはこれを維持し、そのうち、六・三を義務教育とすることは従来どおりとすること。ただし、六・三・三・四のそれぞれの内容については、次のような修正を考慮すること。

- (1) 小学校(六)の課程は、初等普通教育を行うものとし、その内容の充実を図ること。

- (2) 中学校(三)の課程は、普通教育偏重に陥ることを避け、地方の実情に応じ、普通課程に重点をおくものと職業課程に重点をおくものとに分ち、後者においては、実用的職業教育の充実強化を図ること。

(備考) 中学校(三)の課程における職業教育は、各地方における産業の実情に即し、それぞれの職場を教育の場として利用することができることにする等、弾力性をもった課程とすることを考慮すること。職業課程を履修した者についても上級学校への進学のみを聞くこと。

- (3) 高等学校(三)の課程も、中学校と同様、地方の実情に応じ、各校ごとに、普通課程に重点をおくものと職業課程に重点をおくものとに分ち、後者においては、専門的職業教育を行うものとすること。

(備考) 専門的職業教育をそれぞれの職場において行うことができることをすることは、中学校の職業課程の場合と同じ。

職業課程を履修した場合においても、一定の普通課程を履修することを条件として、大学への進学のみを聞くこと。

- (4) 大学は、二年又は三年の専修大学と四年以上の普通大学とに分つこと。

専修大学は、専門的職業教育を主とするもの（工、商、農各専修大学）と教員養成を主とするもの（教育専修大学）とに分ち、普通大学は、学問研究を主とするものと高度の専門的職業教育を主とするものとに分つこと。

(備考) 医学部、歯学部について在学年限に特例（五年ないし六年）を設けることは差支えないが、現行の入学資格に関する特例措置はいたすらに学制を混乱せしめ、学生に対してもはなはだしくむだを生ぜしめるから、これを廃止すること。

大学相互間における教授の交換、学生の転学について、適当な対策を考慮し、教育施設の活用と教授研究能率の向上を図ること。

教育専修大学が旧師範学校化することのないように特に考慮すること

(5) 大学院は、修士課程と博士課程とを設けることができることとする。

この両課程を分つときは、修士課程は二年（以上）、博士課程は三年（以上）とし、特に施設、能力の充実しているものみに設置することとし、いたずらに大学在学年限の延長をきたすに等しい弊害を生じないように考慮すること。

（備考）修士課程はいたずらに在学年限の延長をきたすに等しい結果に陥る弊害を伴い易いから、特にその設置及び運用について注意すること。

二 学校体系の例外

学校体系の画一性を打破し、六・三・三・四のそれぞれを適当に配合した学校を設けるように考慮すること、この見地から農工商その他それぞれの分野においては、特に計画性をもった職業教育を適切に行うことができるよう左記のような学校を設けることを考慮すること。

- (1) 中学校(三)と高等学校(三)(またはそのうち(二)をあわせた六年制(または五年制)の農工商等の職業教育に重点をおく「高等学校」を認めること。

（備考）この課程の履修者に対しても、上級学校への進学のみちを開くこと。

- (2) 高等学校(三)と大学の(二)または(三)とを合わせた五年制または六年制の農、工、商、教育等の職業教育に重点をおく「専修大学」を認めること。
(備考) この課程の履修者に対しても、上級学校への進学のみちを開くこと。

○右の学校体系を図示すると次のとおりである。

原 則	小(6)	中(3)	高(3)	大(4)	M(2)	D(3)
特例Ⅰ	小(6)	高 (6)				
		高 (5)				
				{ 工業專門學校 農業專門學校 }		
特例Ⅱ	小(6)	中(3)	専大(5)			
			専大(6)			
	{ 工業專門學校 農業專門學校 工業專門學校教員 (中小學校教員)					

三 現存学校の再編成

(1) 総合高等学校はこれを分解し、普通課程学校または職業課程学校のいずれかに重点をおいてその内容の充実強化を図ること。学区制は原則として廃止すること。

（備考）職業課程学校に再編する場合には、なるべく五年制の高等学校に再編するよう考慮すること。

- (2) 現存の国立大学は、その規模能力に応じかつ地方的事情を考慮して普通大学と専修大学とに区分すること。

普通大学となるものについても、施設、スタッフ等の充実の期待しながら学部学科については、五年制または六年制の専修大学に再編すること。また、遠隔の地に分散している学部学科についても右と同様に措置すること。

（備考）たとえば、学芸大学はこれを教育専修大学（高等学校をあわせて五年または六年）とし、文学学部、学芸学部、教育学部についても適宜整理を考えること。

第二 教科内容及び教科書

なお、わが国の現在の財政状態にかんがみ、国立大学の増設または公立大学の国立移管は、これを行わないこと。

一 教科内容については、その画一化を排し、実情に即して教育効果をあげるような弾力性をもたしめること。特に職業課程については、地方的な特殊事情に応じ、適切効果的な教育を実施しうるよう考慮すること。

（備考）従来の生活経験中心のカリキュラム方式に偏することを避け、論理的なカリキュラム方式を加味することも考慮すること。

二 教科書については、検定制度を原則とすべきも、現在の実情にかんがみ

種々バラエティをもった標準教科書を国家において作成し、教科書の向上を図ることを考慮すること。

第三 教育行政

一 地方教育行政

(1) 都道府県に教育委員会を設置し、大学以外の公私立学校教育その他の教育行政を担当するものとする。ただし、人口一五万程度以上の市には別に教育委員会を設置し、その市立の大学以外の学校教育に関する行政を担当するものとする。

(備考) 教育委員会を置く市以外の市町村においても教育に民意を反映せしめるための機関を設けることを別途考慮すること。

(2) 教育委員会の委員の定数は三名とし、地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを任命するものとする。

(3) 教育委員会の違法の行為に対しては、これを是正するための適当な方法を考え、教育に関し文部大臣が責任を負うことができる体制を明確にすること。

(4) 教育委員会をおく地方公共団体に対しては、標準義務教育費を支弁するに必要な固有財源を与えることを考慮し、それが不可能な地方公共団体に

対しては、地方財政平衡交付金によってこれを補てんするものとする。

二 大学行政

(1) 大学については、その自治を尊重すること。大学管理の具体的方式についても、各大学の自治を尊重すること。

(2) 大学の財政については、特別会計制度を採用するとともに、研究と教育の効率化の見地から、研究費その他の費目によっては、委任経理を認めること。研究費については、悪平等の配分を避け、研究の成果をあげるよう重点的に増額することを考えること。

三 文部省の附属行政機関

(1) 教育刷新審議会その他教育制度に関する各種の審議会はこれを統合し、教育行政全般にわたる単一最高の審議機関を設けること。しかし、必要に応じ専門家を加えた分科審議会を設けることとする。

(備考) 右の最高審議機関は、広く社会の意向を十分に反映しうる組織たらしめること。この見地から教育関係者が構成員の半数をこえないようにすること。

(2) 大学設置審議会、大学基準協会等も右の審議会に統合すること。

第四 教 員

一 教員免許制度は、実情に即するよう、単純合理化すること。なお教員免許の要件となっている教職教養課程はこれを必要最限度に引下げる。二 高等学校以下の学校教員の数を確保することができるよう、奨学制度を確立すること。

少 数 意 見

できれば義務教育の年限を延長して、国民に一年でも高度の教育を与えることよいは異論のないところである。ゆえに理想として六三制の採用には反対ではない。

しかし、六三制を完成するに要するばくだいの経費は、わが敗戦後の国力にとつては非常な負担過重である。実力過当のことを採用したればこそ現にその実行難に陥っているのである。戦後国力疲はのの实情においては旧六三制の義務教育すら維持することの困難を憂えしめるのに、逆に三年の延長を行わんとするのであるから今日の実行難は当然である。それにもかかわらずなおもこれを固執するにおいては教育設備の不完全による教育成果の低下は、順次高等学校、大学の教育にもおよび次代の国民の智徳に深大の悪影響をまぬかれることをえないであろう。無理な六三制の実施は義務教育年限延長が予期する効果に反する結果をみるに至ることを恐れるものである。

ゆえに今は無理をせず、六三制はわが国力が順当にこれを遂行するに至るまでその採用を中止し、すみやかに旧六三制に復帰してむしろ旧制の復興完成に力を尽くすこそ国力に応じて国民教育の内容を充実改善するゆえんと信ずるものである。

◇日教組・教師の倫理綱領

文部省調査普及局『教育委員会制度協議会要録』二〇八一―二一三ページ、一九五二年

一九五二・六・一八 日本教職員組合第九回新潟大会
最終改正 一九六一・五

私たちの組合は、昭和二十七年に「教師の倫理綱領」を決定しました。決

板 倉 卓 造